

第 4 章 復興計画事業一覧

復興計画登載事業は、事業の性質により3種類に分類し、事業 に優先度を記載しています。

緊急に実施する事業
急いで実施する事業
通常ペースで実施する事業

登載事業は、計画策定時点で実施を見込んだ(想定した)ものであり、社会経済情勢の変化や復興の状況などを踏まえながら、必要に応じて見直しを行うものです。

1 市民生活の復興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26-
方針 被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。						
施策ア 被災者の事情に十分配慮しながら、個人住宅再建のための支援を行います。						
1	応急仮設住宅維持管理等支援事業	応急仮設住宅の補修や駐車場などの維持管理 ・市内37団地、1,801戸対象	市			
2	住宅応急修理事業	自宅の応急修理費用の一部負担により、自宅での生活を促進、支援 (災害救助事業、県委託事業) ・半壊以上の被害を受けた方 ・1戸あたり52万円(上限)を負担(所得などの制限あり) ・申請戸数:463戸	市			
3	住宅耐震改修補強事業	木造住宅の耐震補強工事実施者に補助金を交付し、災害に強いまちづくりを推進 ・昭和56年以前に建築された一戸建木造住宅が対象 ・工事費の1/2、上限:60万円	市			
4	埋蔵文化財調査事業	被災者の遺跡内への住宅建設に伴う発掘調査	市			
施策イ 住宅の自主再建が困難な方のために、公営住宅を整備します。						
5	災害公営住宅整備事業 P42	住宅を失った被災者を対象に公営住宅を整備 ・土地購入、用地造成、取付道路工事なども実施 ・県営住宅630戸(H23~H28) ・市営住宅270戸(H23~H25)	県・市			
6	既設公営住宅復旧事業	笹崎団地(4棟16戸)、山口団地(2棟12戸)が津波により滅失、沢田団地(3棟中3戸)が地震により損傷(計31戸) ・土地購入、用地造成、取付道路工事なども実施 ・市営住宅を建設(30戸予定)	市			
施策ウ 住宅の高台移転や宅地のかさ上げなどにより、津波などの災害にあわない安全な居住環境を整えます。						
7	防災集団移転促進事業 P43	居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転の促進 ・住民の意向を踏まえて移転促進区域を設定するほか、住宅団地の整備、移転者に対する助成などを行う ・住宅団地の規模は10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数) ・国が検討している移転跡地の公費買い上げ制度を注視しながら制度導入を目指す ・土地利用にあたっては、所有者の意向を確認しながら遊休農地の活用を図る ・移転後の跡地については、再び住宅が建設されて危険が生じることのないよう、条例により建築基準法第39条の規定による災害危険区域として指定する	市			
8	がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地近接等危険住宅の移転促進 ・急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域対象 ・住宅を移転する者に対して除去費用として78万円を補助 ・新家屋取得に対して金融機関からの借入額利子相当額を補助	市			
9	漁村集落復興事業	漁業集落の地盤かさ上げなど防災強化	市			
施策エ 住宅移転(市内)希望者への支援を行います。						
10	市民相談事業	法律相談、登記相談、行政相談、消費生活相談など、被災者などの抱える不安や悩み事について相談機会を提供 ・場所:市役所内 ・方法:各種相談(毎月1回)、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政相談員などによる相談受付	市など			
11	総合的被災者相談支援事業	被災者からの相談・問い合わせに対応するため、大船渡地区被災者相談支援センターを設置 ・対象:県民 ・場所:大船渡地区合同庁舎内 ・方法:弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、建築士などによる相談受付	県			

1 市民生活の復興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26 -
防災集団移転促進事業 〔再掲〕 P43	居住に適当でないと思われる区域内にある住居の集団移転の促進 ・住民の意向を踏まえて移転促進区域を設定するほか、住宅団地の整備、移転者に対する助成などを行う ・住宅団地の規模は10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数) ・国が検討している移転跡地の公費買い上げ制度を注視しながら制度導入を目指す ・土地利用にあたっては、所有者の意向を確認しながら遊休農地の活用を図る ・移転後の跡地については、再び住宅が建設されて危険が生じることのないよう、条例により建築基準法第39条の規定による災害危険区域として指定する	市				
施策オ 新たな居住環境において、人と地域のつながりが保てるよう配慮します。						
12 地域公民館整備支援 事業 P44	市内地域公民館132館のうち、被災した地域公民館34施設の修繕、改築あるいは移転新築などの整備を支援	地域 公民館 市				
13 沿岸被災地仮設住宅運営 支援事業	応急仮設住宅などでの住民相互のコミュニケーションの維持や地域コミュニティづくりの支援 ・社会福祉法人やNPOなどと連携 ・集会所などを利用したコミュニティづくりや行政連絡、困りごと相談、交流イベントなどを実施	北上市				
方針 市民が安心して暮らせるよう保健、医療、介護、福祉など生活に密接に関係する各種サービスの充実を図ります。						
施策ア 被災者の心と体のケア対策を実施します。						
14 健康サポート事業	健康の維持・増進を図るため、仮設住宅入居者などを対象に在宅訪問指導を実施。集会所などを活用した健康相談・健康教室も実施 ・場所:市内応急仮設住宅 37カ所、既存宿舍など 10カ所、その他民間賃貸住宅、地域公民館など ・担当:保健師、栄養士など	市				
15 こころのケア事業	応急仮設住宅の入居者などを対象とした訪問指導、関係機関との調整など	市				
16 公害防止測定調査事業	震災後の大気の状態変化の有無を把握するため、降下ばいじん量を調査 ・場所:大船渡町、盛町 ・方法:自重または雨とともに沈降するばい煙や粉じんなどを容器に集めて降下ばいじん量を測定 ・数量:24検体/年(両地点で毎月1回)	市				
17 環境放射能水準調査 事業	原発事故に伴い、放射線量、降下物・水道水に含まれる放射性物質などの監視・測定を強化 ・場所:市内 ・方法:モニタリングポスト、簡易測定器による測定	県				
18 環境放射線量測定事業	原発事故に伴い、市独自で大気中の放射線量を測定して影響を把握するとともに、市民へ情報を提供 ・場所:盛町、末崎町、日頃市町、三陸町綾里ほか ・方法:簡易測定器による測定	市				
施策イ 被災した保健・医療・介護・福祉施設を早期に復旧します。						
19 被災地医療確保対策 事業	被災した地域の医療供給体制を迅速に確保するために仮設診療所と仮設歯科診療所を整備 ・対象:被災した病院、診療所 ・内容:医科が3カ所(立根、末崎、猪川)、歯科が3カ所(越喜来、綾里診療所、大船渡)の予定	県				
20 越喜来診療所復旧事業	津波被害を受けた診療所の復旧工事及び医療機器の整備 ・内容:工事(電気設備更新、建物修繕)及び医療機器購入ほか ・場所:三陸町越喜来字所通地内	市				
21 綾里・歯科診療所復旧 事業	地震被害を受けた診療所の復旧工事 ・内容:工事(基礎補強、内外壁張替ほか) ・場所:三陸町綾里字平館地内	市				

1 市民生活の復興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26-
22 老人福祉施設等災害復旧事業	介護老人福祉施設の高台移転など、各種被災施設の早期再建 【協議対象施設】 介護老人福祉施設 1施設、短期入所生活介護 1施設、通所介護 2施設、認知症対応型共同生活介護 1施設、小規模多機能型居宅介護 1施設	県	→			
施策ウ 地域医療を充実します。						
23 医師確保対策事業 (市町村医師養成事業、地域医療調査研究事業を含む)	医師不足の解消や初期救急医療体制、夜間における診療体制の環境整備に向けた取組 ・対象: 県の奨学金事業 ・内容: 負担金の納入 ・対象: 県立病院、医師会など関係機関の代表 ・内容: 県立大船渡病院の医療体制充実や地域医療の課題についての検討会開催	市	→			
越喜来診療所復旧事業 【再掲】	津波被害を受けた診療所の復旧工事及び医療機器の整備 ・内容: 工事(電気設備更新、建物修繕)及び医療機器購入ほか ・場所: 三陸町越喜来字所通地内	市	→			
綾里・歯科診療所復旧事業 【再掲】	地震被害を受けた診療所の復旧工事 ・内容: 工事(基礎補強、内外壁張替ほか) ・場所: 三陸町綾里字平館地内	市	→			
施策エ 地域全体で高齢者や障がい者、子どもたちを支え合うやさしいまちづくりに取り組みます。						
24 生きがい対応型サービス事業	介護予防のための生きがい対応型サービスの拡充 ・対象: 高齢者 ・場所: 介護保険施設など	市	→			
25 介護予防健康づくり事業	介護予防のための健康づくりや運動教室の開催	市	→			
26 仮設住宅等における介護・福祉サービス等拠点施設設置事業	高齢者をはじめとする地域住民の生活支援などを包括的に提供するサービス拠点を設置 ・設置数: 市内4カ所 ・運営方法: 委託 ・主な機能: 総合相談、デイサービス、生活支援業務、地域交流サロンなどの実施	市	→			
27 放課後児童健全育成事業	保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業終了後に児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供 【名称】 ・放課後児童クラブゆうゆう(大船渡北小学校) ・キッズクラブいかわA(猪川小学校) ・キッズクラブいかわB(猪川小学校) ・末崎学童保育会希望の丘(末崎小学校) ・放課後児童クラブさくらっこ(盛小学校) ・にこにこ浜っこクラブ(赤崎小学校) ・たっせ学童クラブ(立根小学校) ・(仮称)太小学童クラブ(大船渡小学校)	市	→			
28 被災保育所移転改築事業	津波で全壊した越喜来保育所の移転改築 併せて越喜来幼稚園、越喜来保育所、崎浜保育所及び甬嶺へき地保育所を統合し、幼稚園と保育所の一体施設である認定こども園として整備	市	→			
29 シルバー人材センター運営事業	高齢者の就業活動を支援するため、被災した大船渡市シルバー人材センター施設を再建	市 シルバー人材センター	→			
30 市町村消費者行政活性化事業	消費活動に伴う被害を防止するとともに、被害者を救済するため、消費生活センターを設置 ・場所: 市役所内 ・方法: 平成23年度は事務所工事、平成24年度より相談受付開始	市	→			

1 市民生活の復興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26-
方針 災害廃棄物を適正に処理します。						
施策ア 大規模災害時に大量発生した各種の廃棄物を迅速に処理します。						
31	災害廃棄物処理事業	県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理	市	→		
32	被災地防疫事業	専門業者と市民ボランティアなどで防疫班を組織して薬剤などを散布 ・場所：津波浸水区域及びガレキ仮置場 ・方法：殺虫剤消毒薬及び消臭剤の散布	市	→		
施策イ ガレキについては、市内企業などにおいて処理し、処理後に発生する灰などもできるかぎり有効活用します。						
	災害廃棄物処理事業【再掲】	県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理	市	→		
方針 被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。						
施策ア 貴重な学術研究機関として、多くの分野で貢献いただいている北里大学海洋生命科学部の三陸キャンパスが、早期に再開されるよう取り組みます。						
33	北里大学海洋生命科学部早期再開促進事業	北里大学海洋生命科学部三陸キャンパスの早期再開に向けた取り組みを関係機関とともに積極的に展開	市	→		
34	北里大学海洋生命科学部施設利用促進事業	北里大学海洋生命科学部三陸キャンパス内施設(体育館、グラウンドなど)や設備(海水ポンプ、水槽施設など)の利用を積極的に促進	市	→		
施策イ 災害に強い教育施設を整備します。						
35	学校再開事業	赤崎小学校、越喜来小学校、崎浜小学校の隣接校への移転、赤崎中学校の移転及び合同授業による学校の再開	市	→		
36	通学支援バス運行事業	被災した小中学校の児童・生徒が他校へ通学するためのスクールバスの運行	市	→		
37	被災学校移転改築事業	津波により被災した赤崎小学校、越喜来小学校及び赤崎中学校を地区の拠点となるよう防災機能をあわせ持つ施設として移転改築	市	→		
38	被災学校復旧事業(津波)	津波により被災した大船渡小学校及び綾里小学校の補修	市	→		
39	被災学校復旧事業(地震)	地震により被災した日頃市小学校、第一中学校、末崎中学校及び越喜来中学校の補修	市	→		
40	被災給食施設復旧事業	被災した赤崎学校給食共同調理場の復旧と併せた北部学校給食センターの整備	市	→		
41	学校施設防災機能強化事業	旧耐震基準の学校施設の耐震補強工事などを実施 ・盛小学校：屋内運動場 ・末崎小学校：校舎 ・猪川小学校：校舎、屋内運動場 ・日頃市小学校：校舎、屋内運動場 ・大船渡北小学校：校舎、屋内運動場 ・綾里小学校：屋内運動場 ・第一中学校：屋内運動場 ・綾里中学校：校舎 ・越喜来中学校：校舎、屋内運動場	市	→		

1 市民生活の復興

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26 -
42	認定こども園整備事業	震災の影響により工事中止となった綾里こども園舎の整備	市				
施策ウ 被災した児童生徒などが、安心して就学できる環境を整えます。							
43	児童生徒就学援助事業 (被災対応)	被災した児童・生徒の保護者へ就学費用の一部を補助	市				
44	児童生徒のこころのサポート事業	こころのケアを必要とする小中学校に臨床心理士を派遣し、こころのサポート授業への支援、担任及び児童生徒の教育相談や保護者への講義などを実施	県				
45	学校等放射線量測定及び土壌除染事業	原発事故に伴い、児童生徒などの安全を確保するため、市立学校及び保育所などの施設内において放射線量を測定。また、一定基準以上の数値を示した場合は、土壌の除染作業を実施	県・市				
46	緊急スクールカウンセラー等派遣事業	幼稚園児のこころのケアのため、スクールカウンセラーに準ずる者を配置	県				
47	いわての復興教育推進事業	将来の岩手を担う人材を育成するため、教育プログラムを作成、実践	県				
48	被災地学校等への教職員配置事業	教職員の加配が必要な小中学校に対し、継続的に教職員を配置	県				
49	(仮称)教職員健康管理支援事業	教職員のメンタルヘルスチェックを行い、ストレス反応へのアドバイスや事後指導の実施	県				
50	(仮称)いわての学び希望基金奨学金事業	震災・津波により親を失った児童生徒などを対象とした給付型の奨学金制度の創設及び運用	県				
施策エ 生涯学習環境を充実します。							
51	公立社会教育施設復旧事業	被災した公立社会教育施設の修繕、改築など ・猪川地区公民館：修繕 ・三陸公民館・越喜来地区公民館：改築または他の場所に新築	市				
52	(仮称)復興支援文化活動事業	被災地区を対象として、市民相互のコミュニケーション維持と心のゆとりを保つため、生活に役立つ知識や技術を習得するなど多様な学習機会を提供し、市民の復興意欲を醸成	市				
53	リアスホール修繕事業	地震被害を受けた市民文化会館・図書館の施設の修繕	市				
	地域公民館整備支援事業【再掲】 P44	市内地域公民館132館のうち、被災した地域公民館34施設の修繕、改築あるいは移転新築などの整備を支援	地域公民館市				

1 市民生活の復興

事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
			H23	H24	H25	H26 -
<p>施策オ 各種スポーツを推進します。</p>						
54	公立社会教育施設復旧事業 被災した公立社会体育施設の修繕など 【対象施設】 市民体育館、体育センター、市民テニスコート、市民弓道場、田中島グラウンド、市営球場、三陸体育館、三陸総合公園グラウンド	市				
55	(仮称)スポーツイベント開催事業 復興記念事業として、県大会規模と同等以上のスポーツイベントなどを招致・開催	市				
56	森林総合利用施設整備事業 フレア일랜드尾崎岬の林間広場を球技などにも利用できるように整備 (校庭などが使用できない小中学生のスポーツ活動にも対応) ・バックネット及び防球ネット設置 ・グラウンド整備	市				
<p>方針 市民共有の財産である歴史・文化資源を活用して、うるおいと安らぎをつくりだします。</p>						
<p>施策ア 歴史・文化資源の継承・普及活動に取り組みます。</p>						
	(仮称)復興支援文化活動事業【再掲】 被災地区を対象として、市民相互のコミュニケーション維持と心のゆとりを保つため、生活に役立つ知識や技術を習得するなど多様な学習機会を提供し、市民の復興意欲を醸成	市				
57	子どもの読書活動推進事業 被災した社会教育施設において展開される事業の再開と充実のための読書ボランティアの育成を支援	県・市				
58	家庭の教育力向上に向けた総合的施策推進事業 被災した社会教育施設において展開される事業の再開と充実のための家庭教育学級の支援及び子育てサポーターの育成	県・市				
59	民族資料保管庫の復旧事業 綾里小学校校内に所在する民族資料保管庫の修繕(サッシ約10カ所、外壁約50㎡、内壁約120㎡、内部天井約65㎡など)	市				
60	博物館常設展示改修事業 ・津波災害を普及、継承するため、エントランスホール、シアター、荒れ狂う海・津波コーナーなどを改修し、明治三陸津波、チリ地震津波、東日本大震災の資料、映像、写真などを展示 ・三陸海岸のジオパーク登録を目指して、その情報や資源価値などを展示	市				
	リアスホール修繕事業【再掲】 地震被害を受けた市民文化会館・図書館の施設の修繕	市				
61	市民芸術祭開催事業 市民芸術祭を復活し、復興記念事業として開催	実行委員会				
62	指定文化財復旧事業 被災した郷土芸能装束などの指定文化財の修復	市				
63	芸術文化創作活動支援事業 団体などによる芸術文化活動の活性化を図るため、展示会や発表会、作品集の刊行などの創作活動に対し補助	大船渡市芸術文化協会				